

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ケニア	ケニア共和国政府に対する贈与 に関する日本国政府とケニア共 和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係 当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金 の贈与	250,000千円	H27.2.25 ナイロビ で (同日)	日本側 寺田達志在ケニア 大使 ケニア側 ヘンリー・K・ ロクアイツチ財務長官	H27.3.17 72号
ケニア	ナイロビ市医療・有害廃棄物適 正処理施設建設計画のための贈 与に関する日本国政府とケニア 共和国政府との間の交換公文	ナイロビ市医療・有害廃棄物適正処理施設建設計画を 実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,620,000千円 H27.3.31まで	H27.2.25 ナイロビ で (同日)	日本側 寺田達志在ケニア 大使 ケニア側 ヘンリー・K・ ロクアイツチ財務長官	H28.2.24 42号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。